

小牧市市民活動助成金事業

# 当事者から学ぶこころのバリアフリー

## 実施報告書

2017年3月

ここばりこまき



## はじめに

私たち、ここぼりこまきは、こころのバリアフリーを進めるため、2008年4月の発足以来、これまで障害のある人への理解を深めるための勉強会や権利擁護に関する研修会、バリアフリーコンサート、自主映画上映会等のイベントを実施してきました。

2016年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行を機に、あらためて、当事者から直接話をお聞きすることで、こころのバリアフリー、共生社会について、市民のみなさまと共に学びたいと考え、市民活動助成金事業に応募しました。

「当事者から学ぶこころのバリアフリー」をテーマに連続研修会とし、第1回は聴覚障害のある人、第2回は統合失調症の人、第3回は知的な障害のある人からそれぞれお話を伺い、第4回はまとめとして、障害のある人の声を受けとめて、誰もが暮らしやすいまちをつくるためにどうしたらいいのかみんなで話し合いました。

この報告書は、2017年3月20日に開催した第4回の内容を中心に取りまとめたものです。この報告書を素材にして、多くの方が、こころのバリアフリーについて話し合っただけであればうれしく思います。

# も く じ

1	3回の学びの振り返り	1
2	パネルトーク	4
	テーマ1 障害のある人に対する社会的障壁	
	テーマ2 差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務	
	テーマ3 こころのバリアフリーと共生社会	
3	集会を終えて	21

## 資料

- (1) 2017年3月20日当日配付資料
- (2) 第1回アンケート
- (3) 第2回アンケート
- (4) 第3回アンケート
- (5) 第4回アンケート
- (6) 告知ちらし

「障害」の表記については、いろいろな意見があることは承知していますが、この報告書では「社会モデル」の考え方からあえて「障害」と表記しています。

## 1 3回の学びの振り返り

ここよりこまきでは、小牧市市民活動助成金交付事業として、「当事者から学ぶこころのバリアフリー」をテーマに、3回にわたってお話を聞いてきました。これは、今年度4月から実施された「障害者差別解消法」を学ぶ上で、当事者の生活や思いを知ることが大切だと思ったからです。9月、10月、11月の企画で話された内容を、少し振り返ってみたいと思います。

### 第1回 ろう者と中途失聴者から学ぶ

第1回は、代表の山中から「障害者差別解消法について学ぼう」と題してお話をさせていただいた後、ろうの方と中途失聴の方に話をさせていただきました。ろうの方からは、今までの生い立ちや生活の中で受けた差別の話がありました。大人になって結婚してからも、たとえば自動車事故の時など、始めは低姿勢だった相手が、こちらの耳が聞こえないとわかるととたんに態度が横柄になったことや、たまたま通りかかった「手話のできる人」のおかげで話がスムーズにできて助かったことなどが話されました。また、聞こえないとわかっていても声をかけてくれて、表情やジェスチャーも交えて話してもらえてうれしかった経験や、聞こえないことで、周りで何が起きているかわからないので、たとえば事故や災害の時などは文字に書いて情報を伝えてほしいということも話されました。



次に中途失聴の方からは、途中で音を失った体験の中で落ち込み、社会に出ることがイヤになる人や、障害者と言われたくないと思っている人がたくさんいると話されました。人間関係も難しくなっていくそうです。耳鳴りに苦しんでいる人もいてとても疲れることや、中途の人はほとんど手話がわからないのに、聴覚障害＝手話と結びつけられ、手話通訳だけで配慮していると言われることもあるそうです。中途失聴の方には、OHPや筆談の方が助かるという話もありました。お話の資料に、コミュニケーションの取り方が載っていたので紹介します。



①話しかける前に合図を。

- ②顔を合わせて対面でゆっくり、はっきり。
- ③通じにくい時は言葉をかえたり、ジェスチャーを加えたり、大事な話は反復を。
- ④同時に2人以上で話さない、周りの音を押さえると良い。
- ⑤補聴器の人には耳元で大きな声で話しかけず、普通の声ではっきり。
- ⑥気軽に筆談を。
- ⑦携帯、スマホのメール機能も有効。

他の障害の方とのコミュニケーションでも言えることもあると思う反面、以前ろうの方には筆談だと伝わりにくいと言う話を聞いたこともあるので、それぞれの方に合った形での配慮が必要だと思いました。

## 第2回 統合失調症の人の生きづらさと回復への道について学ぶ

第2回は、10月に行われた福祉展に向けてここぼりこまきが作成した「いのちの写真展」(7月に起きた相模原市の施設での障害者殺傷事件についてここぼりで話していて、どんないのちも大切に、奪って良いいのちなどない、かけがえのないいのちだという思いに賛同した人たちからいただいた写真を写しだしたもの)を見ていただき



き、山中から「障害者差別解消法」の話をしたあとに、障害当事者2名と支援者からお話を聞きました。当事者の方は2人とも、大学生の頃統合失調症を発病されていますが、突然の幻覚や幻聴、思考の混乱等で長期にわたって苦しまれてきました。統合失調は脳の機能が原因でおこる精神疾患で、100人に1人がかかると聞き、発病時期も思春期から40代とのこと……。誰でも発病の可能性があるのだと改めて思いました。発病してからの人生は、治療で回復することができるけれども長い道のりです。少し良くなったからといって仕事で無理をして状態が悪化してしまったという話もありました。支援者の話では、病気があることにより社会生活体験が奪われ、様々な生きづらさ、生活のしづらさがあるので、医療と福祉両輪の支援が必要とのことでした。



自分らしく地域で安心して暮らしていくために、制度や法律のもと、障害者手帳の取得や年金を受ける等経済的に保障されることや、社会資源の活用で居場所や就労の場、相談や社会参加の場ができることが必要とも言われていました。お二人の話は壮絶で、本当に苦しく辛い体験の報告でしたが、支援者や居場所が確保され、今も少しずつ回復への道を歩まれています。ひとりの方が最近念願だったパートナーを得たと話されていました。全国での研修会で出会った方だそうです。理解し合えるパートナーと出会えたことをみんなで喜びました。

### 第3回 本人活動について学ぶ



第3回は11月、「本人活動について学ぶ」ということで、名古屋市手をつなぐ育成会青年の会のなかま（知的障害の方）3人から話を聞きました。50代、60代の3人はそれぞれ仕事をしながら、青年の会の活動をされてきました。自分たちで考えて会を運営し、様々な活動（レクリエーション等の行事の企画や全国大会への参加等）をされています。青年の会の活動の

中でそれぞれの方に自信がついていったようです。その中で、長年おつきあいしている2人が親亡き後の質問をされて「結婚します。親が死んだら結婚していいと言われているから」と言われたのには驚きました。障害者の結婚のハードルの高さを感じました。また、ひとりの方はご高齢のおかあさんと2人暮らしで、おかあさんが少し認知症気味なので介護に困っているという話もされていました。自分も仕事に行かなくてはならないが家から出ていってしまって、民生委員さんにも迷惑をかけているので困っていると言われていました。親の高齢化の問題は、こんなこともあるのだと改めて考えさせられる話でした。

3回シリーズそれぞれで、私たちの知らないことがまだまだたくさんあり、知らないことによる誤解や無理解があることも感じました。そしてこれからも多くの人に知っていただきたい内容ばかりでした。本日は、皆さんからのメッセージを受け止めて、誰もが安心して暮らすために必要なことは何かをみんなで考えていきたいと思えます。

## 2 パネルトーク

パネラー

川崎高子さん（サンフレンド障がい者生活支援センター長）

伊藤かおりさん（特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク事務局長）

梅村昌行さん（小牧市健康福祉部地域福祉課）

進行役

山中和彦（ここぼりこまき）



(進行役)

パネルトークの進行を担当する山中です。よろしくお願いします。

まず、最初に、パネラーのみなさんから、おひとり3分程度で、自己紹介をお願いします。

川崎さん、お願いします。

(川崎さん)

サンフレンド障がい者生活支援センターの川崎高子です。

支援センターは、四季の杜や温水プールの近くにある福祉の郷の中にある知的障害者支援施設サンフレンドが運営しています。対外的な相談支援業務をするようになって10年たちました。

私は、相談業務と本体施設の現場で、どちらかというとな支援がたくさん必要な方の

生活支援をする業務を兼務しています。

主人の父親が愛知県で最初の特殊学級の先生になった方で、昭和27年頃の事だと聞いています。教師をしながら名古屋手をつなぐ親の会(現在の育成会)をたちあげ、障害福祉の充実に尽力をされました。

その時、保護者の方から「先生は親じゃないから」と何度も言われたことがあったそうです。そんなとき、偶然中学の特殊学級の生徒さんで親が失踪してしまった方がみえたので、その方を養女にされました。また、同時に知的障害で難聴・言語障害の生徒さんの親から、親でもコミュニケーションが取れないので面倒を見てくれと頼まれた方二人を、中学生の時から家族に迎え入れずっと現在まで50年以上家族として暮らしています。

ですので、今日は家族としての立場でも参加できたらと思っています。

(進行役)

伊藤さん、お願いします。

(伊藤さん)

みなさん、こんにちは。私は、特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークの事務局長をしております。

今回、障害者福祉がテーマですので、異色の立場かもしれないと思っています。さまざまな課題を解決したいと考えて活動されている市民活動団体、行政、企業とを繋ぐ中間支援団体として、それぞれの協働を進める仕事をしています。

この話をいただいたときに、障害のある人とどう付き合ってきたのかと振り返ってみると、意外にも身近なところで私の親が障害者でした。というのも、脳出血で左半身不随となりまして、障害があるのですが、本人はとても明るく過ごしており、全く障害者と意識していませんでした。そういうことも踏まえて、きょうはお話させていただきます。

(進行役)

梅村さん、お願いします。

(梅村さん)

皆さん、こんにちは。小牧市地域福祉課の梅村と申します。私は、市役所に入り、この3月で丸12年になります。市役所に入ったのは平成17年で、最初、配属になったのは、保険年金課で5年、次に、人事課に移り2年、その後、厚生労働省に2

年間、研修派遣されました。帰ってきて、現在の地域福祉課障がい福祉係3年目となっております。

障害のある方との関わりですが、私は、この地域福祉課にくるまで、ここにいる誰よりも、障害のある方のことを知らなかったと思います。人生を振り返ってみると、家族や友人など私のまわりに障害のある方はいませんでした。

市役所に入って当初の保険年金課にいたとき、福祉課って何をやっているんだろうなと考えたときに、障害者手帳を交付したり、手当を支給したりしている、それぐらいしか、認識がありませんでした。障害者施策を担当する係になって3年、福祉部はあまり市役所の中ではあまり人気がない方ですが(会場笑)、私は、この部署に来て本当に良かったなと思っています。他の行政の部署と違うのは、行政は、一方通行的なことが多いのですが、障害者施策については、御本人や関係者の人といっしょに取り組む、そういうところだと感じています。

その意味で、本日、このような場に呼んでいただいたのは大変ありがたいと考えています。

(進行役)

ありがとうございました。

「当事者から学ぶこころのバリアフリー」の企画のきっかけは、障害者差別解消法が昨年4月スタートしたことです。障害のある当事者からお話を伺いながら、この障害者差別解消法を学び、こころのバリアフリーを進めていきたいと考えました。

そこで、このパネルトークについても、障害者差別解消法を柱にして、次のように進めたいと思います。

障害者差別解消法の中ではみなさんと一緒に考えたい3つのポイントがあります。

- 1点目は、障害のある人に対する社会的障壁
- 2点目は、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務
- 3点目は、こころのバリアフリーと共生社会

この3つのポイントを、それぞれ話し合いのテーマとして、テーマごとにまず私からパワーポイントを使って、要点の確認を簡単に行い、パネラーのみなさんからコメントをいただきます。

そして、みなさんからも感想や意見を伺って話し合いたいと考えています。

ひとつのテーマについて、25分程度となりますので、進行に御協力ください。

【テーマ1 障害のある人に対する社会的障壁】についての説明

(当日配付資料参照)

(進行役)

ひとつめのテーマは、障害のある人に対する社会的障壁ということがテーマです。障害者差別解消法からお話をしましたが、障害者差別どころか障害のある方についてあまり関心がないという方も世の中には多いと思います。

これまでの研修会に参加して気づかれたことも交えて発言してください。

伊藤さんは、障害者福祉を直接は仕事にされていませんがいかがでしょう。

(伊藤さん)

障害者福祉という専門分野に関わっているわけではありませんが、この話を伺って、自分がどういうふうに障害のある人と関わってきたかなと振り返ってみました。そうすると、実は子どもの頃から、友だちに、ろうの子もいました。普通に身振り手振りでコミュニケーションが取れていたように思います。あと、音楽をやっている方で、耳のきこえない人もいます。彼は、耳が聞こえなくてもギターを弾きます。非常に前向きで、次々に目標を設定してどんどん達成していく、私のまわりにはそういう方が多く、市民活動センターでは障害のある方もそうでない方もいらっしゃって、その中では分け隔て無くお話をし、お付き合いをされていて、市民活動団体のみなさんも非常に寛容ですので、ごく自然にお付き合いされていると感じています。

(進行役)

梅村さんは、市の職員として障害福祉の仕事をされていますがいかがでしょう。担当される前と担当されてからとでは、なにか意識など変わりましたか？

(梅村さん)

過去3回の研修会では、当事者の方から直接話を聞くことができ、障害者の方のニーズや感じていることなどは、障害のある方一人ひとりで違って、障害の種別とか年齢とかそういったことでひとくくりにするということができないということに改めて実感しました。

一方で、公務員は全体の奉仕者といわれ、公務員の行政というのは全体を考えがちで、どうしても一人ひとりというきめ細かい支援ということが弱いかなというふうに思っています。

障害者支援というのは、行政が、制度設計したり、土台作りをしたりする必要があると思いますけれども、一人ひとりに対応する細部については、ご家族、友人の方、支援者の力を借りて一緒にやっつけていかなければ、とうていできない ということに改

めて実感した研修でした。

(進行役)

川崎さんは、ずっと障害のある人と向き合っただらされたと思いますが、いかがでしょう。

(川崎さん)

私は、第3回の勉強会に参加し、知的障害の当事者の方3名からお話を伺いました。3名とも、障害が比較的軽い方でした。

青年の会で様々な活動を自分たちのために、自分たちで決めて活動する中で育った「自信」や「やりがい」、そしてその中で得た「仲間が居るといふ喜び」がひしひしと伝わってきました。

こういった青年の会の活動も、裏で黒子となり支えてくださる一般の方が大勢みえると思いますが、その周りの支援者は彼らが持てる力を全部発揮し頑張る姿に人として「多くの気づき」や「共感」が得られたのでは無いですでしょうか？

このように障害のある方がたが一生懸命生きてみえる姿から私たちが多くの気づきを頂く、これがこの人たちの「生産性」であり価値だと思っています。障害の重い方は就労出来ず、納税こそできませんが、それよりも大きなものを「生み出す力」がある光輝く存在だと思っています。

(進行役)

説明で社会モデルの話をしてしましたが、なかなかこの「障害は、社会的障壁がつくる」の感覚は持ちにくいと感じています。これまでの3回の集会に参加されて、この話のここが社会的障壁なのだと気づかれたところがありますか？

また、ご自身の経験のなかで、障害は社会的障壁がつくる、逆に、こうなれば障害のある人の生きづらさが減るのではと感じられたエピソードなどがあれば紹介してください。

川崎さんから、お願いします。

(川崎さん)

まず第3回の勉強会で、青年の会の方のお話を聞きました。ご本人たちは一般就労されているのですが、就労していた時の様子をお聞きした中で、職場で「同僚に聞こえるような大声で叱られたことがあった」とか、3人の中にカップルの方がいらしたのですが、「二人で住む家を探したが、障害があるという理由で大家さんに断られた」

と聞きました。大家さんに障害について御理解があればこんなことにならなかつたらうと、私もくやしい思いをしました。

ほかには、利用者の方をお連れしてプールに行ったときに入れてもらえなかったことがあり、それから、入所施設から地域生活に移行するためのグループホームを建設するときに、地域住民から反対されたこともありました。

サンフレンドから利用者と一緒に大型スーパーに日用品を買いに行ったりすることがあるのですが、発達障害の方が不安定になって店内でパニックになることがまれにあるのですが、そのようなときには、後でスーパーの方から施設に電話があって「もう連れてこないでくれ」と言われたこともあります。

自分が経験した配慮をしてもらう、障壁を取り除くという取組ですが、一般就労をされている方があったのですが、やはり会社の中で、障害についての配慮がないために大変働きづらいことが起きたことがあります。障害者雇用をさせていただいている会社は、雇用主の社長さん、人事部の方は障害者雇用をする立場で理解がありましても、実際に働かれる現場の職員の方の障害理解が無いとなかなかうまくいきません。そのため、叱られたりとか十分な説明をしてもらえなかったりと不当な扱いを受けているというようなお話を聞きますと、虐待防止法のパンフレットを相談員が会社に持って行き説明をしたところ理解して頂けたこともあります。

施設の利用者がコンビニで自分の傘と人の傘を間違えて持ってきてしまったことがあって、コンビニの方からの通報で、パトカーが私たちの施設に乗り付け、丁寧に事情も聞かず連れて行かれて、警察では事情聴取をされて私たちも同席したいといっただのですが許されず、本人だけの話で犯罪者扱いされてしまいました。愛知県警にも電話をし、小牧警察署にも行きました。相談員が障害を説明することで、丁寧に本人から事情を聞き直して下さったということがありました。

(進行役)

伊藤さん、お願いします。

(伊藤さん)

私は、第2回の統合失調症の方の研修会に参加しました。私たちの周りにもそういう方がいらっしゃるのですが、そういう方の生の声を本人から聞いたことはなく、その方たちの実情を知らない、ふれあう機会がないということになっています。

また、私たちは、企業の新人社員に対して、障害のある方の施設に研修に行っただくという研修を引き受けて行っています。社会に出て、いろいろな人たちがいるということを知ることによってだいぶいろんな考え方が変わるということを感じて

います。そういう形で、知る機会や場を作っていくことも我々の役目だと思っています。

(進行役)

梅村さん、お願いします。

(梅村さん)

私は普段心がけているのは 自分の常識が世間と違う、ずれているのではないかと  
いうことを意識することです。自分の判断が、必ず正しいとは限らないというふうに  
考えています。それはなぜかと言うと、「普通には」、「一般的には」、というそれは、  
大多数の方が考える考え方です。大多数の方の考えた社会が今の社会であって、  
その社会が障害のある方にとっては、社会的障壁になっているということですから、  
違う考え方、いろんな方からの話を聞いて判断するようにしています。そのことで、  
大多数の人たちの生きやすさではなく、障害のある方はじめとする少数者の声を聞く  
ことで、よりよい判断ができるのではないかと考えています。

(進行役)

それでは、この社会的障壁のことを話題に、フロアみなさんとやりとりをしたい  
と思います。

これまでの当事者の方からのお話で、みなさんが、なるほどこういう生きづらさ  
があるんだと学ばれたことやいまのパネラーさんの発言などを参考に、意見、感想、質  
問、いずれでもかまいません。

手をあげて、マイクが来てからご発言ください。

(会場の女性)

私は今回の研修会初めて参加します。お話聞いて、やはり知らないということがい  
ろんな社会的障壁を生むのかなと思います。第一幼稚園がありますけれどもそのお隣  
があさひ学園になっています。私自身の子供もあさひ学園に通ったことがあります。  
せっかく隣にあって、聞く機会があるのに、聞きにくいのか聞かれることがありませ  
ん。

私は、第一幼稚園の保護者会の役員だったので、第一幼稚園の方々とお話する機会  
がありました。お話をすればすぐにそういうことかと分かっていただけで、知らない  
から構えてしまう、ということがありました。知るということがすごく大事なのかな  
と思います。

今日のような機会に参加していただける方は御理解があるわけで、それ以外のみなさんにいかに足を運んでいただけるか、知る機会を増やすことがバリアフリーを減らすことだと思います。

(進行役)

ここぼりこまきでいつも言っていることは、まず、無関心でいることを止めて、知ることから始めようと話しております。どうしてもこのような会場に来られる方は、障害のある人との当事者であったり支援者であったりして関心のある方です。自分が多数派にいれば、特に困らないということがあり、困っている人に気が付かない。あえて少数派の人を聞く姿勢が必要なのだと今のお話を聞いて思いました。パネラーの方から発言がありますか。

(梅村さん)

今お聞きして、知る機会がないということが印象に残りました。プライベートな話なんですが、今、私が住んでいるマンションのひとつ下の階で、話をしたことはないのですが、おそらくは自閉症と思われる成人の男性がいらっしゃいます。私の妻がその方を見かけた時に「なんだか変な人がいる。ちょっと怖いな」ということを言ったんです。妻は、障害のある方と接する機会がないので率直な感想だと思うんです。私は、こういう仕事をやっている関係上、この方は障害をお持ちだということは、すぐわかったんですが、こういう障害をお持ちの方なので怖がることもないし、むしろ避けるのではなく見守るくらいじゃないといけないんだよ、と話しました。その後は、妻も、今日はこんなふうに使われていたよと言ってくれるようになりました。私は、このことでひとり、障害のある方に無関心な人に、関心を持ってもらうことができたと思いました。このように、ここに来られているみなさんはすでに関心のある方ですが、他の方に伝え、その方がまた他の方に伝えるような形で繋がっていければと考えています。

(会場の女性)

私は、障害者になるまで普通に仕事を持って、社会で働いていました。障害者になって、それまで自分は、障害者になるとは思っていなかったのが、病気になって、職場での理解がないことがよくわかりました。社会の障害のある人への無関心、無理解ということがすごく怖いことだということがわかりました。やっぱりこれからもっと障害者に対して、一般就労の場面でも理解していただける社会づくりをしてほしいと思いました。うまく話せなくてすみません。

(進行役)

ありがとうございました。いま、お話いただいたことで、会場みなさんがいろいろなことを受けとめていただいたと思います。いまのご発言に発言がありますか。

(川崎さん)

上手にお話いただき、お気持ちが大変よく伝わりました。職場の理解がない場合ですけれど、春日井に障害者就業・生活支援センターがありまして、障害について理解を頂けるよう会社の方に対して働きかけていただくなどしてもらえます。私たちの支援センターもそのようなことができますので、困ったことがありましたら声かけください。私たちもまだまだ頑張らなくてはいけないと反省しました。ありがとうございました。

(会場の女性)

就労継続支援 A 型の事業所を経営しております。今、隣で話しておりました彼女も利用者でして、私どもの所で働きはじめて、4か月になります。一生懸命やり過ぎて病気になるりましたが、今も人の役に立ちたいという気持ちで仕事をされています。

私は 70 歳になります。孫に発達障害があり、それをきっかけに事業を起こしました。今精神とか発達障害とか多くなりました。私はまだ詳しく分かりませんが、利用者さんの障害は一つの個性として捉えています。人が変わるのには年月がかかるなあと思いながら、関わっています。



(進行役)

次のテーマ、「差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務」に移ります。  
基礎的な知識を共有するために、また、スライドで説明します。

【テーマ2 差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務】についての説明  
(当日配付資料参照)

(進行役)

最初に、梅村さんにお尋ねします。

差別解消法では、民間事業所については、合理的配慮は努力義務になっていますが、行政については、合理的配慮をしなければならないと義務づけられています。まずは、行政から進めていずれ民間もということと思われませんが、市役所は、合理的配慮を障害者福祉の窓口だけでなく全庁的に取り組まなければいけないことになりましたが、どのような取組をされていますか。

また、市民のみなさんにも、この障害者差別解消法のことを、まず、知っていただくことも大切と考えますが、そのことについての取組もあわせてお願いします。

(梅村さん)

昨年4月に障害者差別解消法が施行されて、もうすぐ1年です。小牧市としては、一般市民の方への周知、事業者への研修を行ってきました。職員に対しては、小牧市の職員に対して適切な対応をするように職員対応要領を定めるとともに、市の職員に対する研修を実施しました。研修会については小牧市役所の課長職以上の職員、合わせて100名以上を対象に実施しました。

さきほどの合理的配慮ですが、行政機関は法的義務であり、合理的配慮を提供しなければいけないということになっております。しかし、現実問題として全ての配慮が必ずできるかどうかと言うとやはりそこはすべての対応は難しいと思います。市の職員から私たち担当に合理的配慮が難しいとの相談がありましたら、すべての合理的配慮に応えることは難しいかもしれないが、できないといって終わりにするのではなく、その代わりにこんなことならできますと。できない理由を考えるのではなくて、何ができるのか考えるのが合理的配慮ですと、答えています。行政は、できない理由を考えるのは得意ですが、そうではなくて何ができるのか、こういうことならできますという歩み寄りが大切で、そういうことが差別の解消につながっていくと職員に説明しています。

今後は、新規採用職員には、福祉に関する研修の中で差別解消法に関する内容を盛

り込んでいきたいと考えています。

(進行役)

川崎さんのところの事業所は、民間なので努力義務の位置づけですが、障害者福祉の事業をされているので、その努力義務は法的義務に近いようなものになるかなとも思うのですが、何か取組をされていますか？

(川崎さん)

私たちは、障害者の方の雇用を積極的に行っております。現在、5名の方が職場で働いていただいています。精神の障害者手帳をお持ちの方が2名と療育手帳をお持ちの方が3名です。合理的配慮として、仕事内容をわかりやすく説明し、お仕事をやってみせるといような指導を行っています。また、勤務時間を短くしたり、職場環境を整えたりしています。たとえば、自閉症の方にはコミュニケーションがうまく取れないという面がありますので、声かけをしてコミュニケーション支援を行っています。

それと、障害者雇用ではありませんが、20年以上、自宅で引きこもっていた方の社会復帰に協力したことがあります。最初は、ボランティアで施設に来ていただきました。そうすると利用者の方と関わっていただく中で利用者さんの魅力に触れて、ご本人は癒やされ短時間労働が出来るようになりました。今では正社員になられ、バリバリ働いて社会復帰を果たされた方もみえます。

(進行役)

この合理的配慮は、障害のある当事者から合理的配慮を求める意思表示を受けて、検討するということになっていて、また、意思表示をしにくい知的障害のある方や精神障害のある方には、支援者がこれを代弁するという仕組みになっていますが、意思表示を支援していくことについてもいかがでしょうか。

(川崎さん)

まず、知的障害の方は、自分で合理的配慮を求める意思表示ができることが少ないことが問題だと思います。障害者の中には、支援者が付くことを嫌う方や、自分で言えない方や支援してもらえないことを知らない方もいらっしゃいますので、合理的配慮を求める意思表示できない方がいるということは課題だと思っています。

私たちのように支援者は日常的に生活相談を受けていますので、利用者さんから相談があれば、例えば、企業などの受け入れ側とご本人との間に入って、われわれが建設的対話をして相互理解を通じて柔軟に対応ができていると思います。

実際、私も相談員として意思表示の代弁をしたことがあります。知的障害のある方が働いていた会社のロッカーから小銭やタバコがなくなり、疑われてしまったという相談を受けましたので、一緒に会社に出向き、疑いを受けづらい思いをして困っていると相談しました。結果、会社側が一つのルールを作って下さいました。それは、ロッカーに鍵が付いているのですが、必ずしも皆さんが鍵を掛けないまま放置している従業員さんがたくさんいたのです。そこで、障害のある方を疑うのではなく、必ずみなさんでロッカーの鍵をかけてくださいということにさせていただいて、鍵をかけていなければ500円の罰金だといって、物がなくなっても知りませんよということにさせていただきました。

(進行役)

今のお話でなるほどと思いました。当事者に対して何かしてくださいというのではなく、まわりの人が変わるということで合理的配慮をしているのです。

誰もが合理的配慮を心がけることで世の中が変わっていくような感じがします。障害者福祉の分野だけでなく広く広めたいと思います。市民活動団体であっても、継続的に事業を行っている場合には、法律の対象となるということですが、どう進めたいですか。

(伊藤さん)

この法律の対象としてボランティア団体も対象となるということですが、おそらく、福祉関係以外の活動団体さんをご存知ないと思います。まず、そのことを伝えていくことが課題かなと思っています。

また、ボランティア団体については大変小さな規模で活動されているところでは、なかなか活動費を工面するのも難しいような団体さんもあります。その時に、努力義務とはいえ、例えば手話通訳を手配するなどの費用を捻出することができないというような課題がでてくるのかなと思います。

まずは、無理をしない範囲での取組が必要かなとも思います。

(進行役)

私たち、ここぼりこまきも、市民活動助成金をいただくなかで、手話通訳、要約筆記のお願いができています。市民活動センターや市は、そのような側面で応援していただきたいと思っています。

それでは、ふたつ目のテーマである「差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務」に関連して、フロアのみなさんとやりとりをしたいと思います。

(会場の女性)

聞こえない当事者です。合理的配慮について参加者が配慮を求めたときは、配慮しなければいけないのですが、申し出がなければ参加者の中に耳の聞こえない人がいたとしても配慮しなくても構わないと私は考えています。障害者から申し出ることがなければ、大丈夫ですかと気遣っていただける程度でいいのかなと思っています。

(進行役)

こぼりこまきでは、イベントチラシの裏面の申込票に、障害のために配慮を必要とすることを記入していただく欄を設けています。イベントを開催する側も、このように申し出を受け付けますよという姿勢を示すことが大切だと考えています。

次のテーマは、「こころのバリアフリーと共生社会」です。

これも、すこし説明をいたしますので、スライドをご覧ください。

**【テーマ3 こころのバリアフリーと共生社会】** についての説明

(当日配付資料参照)

(進行役)

それでは、パネラーのみなさんに、津久井やまゆり園の事件について、感想をお聞きしたいと思います。

伊藤さんからお願いします。

(伊藤さん)

この事件のお話を聞いた時は、非常にショッキングでした。ただ人には、いろんな思想があり、何が、良いか悪いか、それぞれ、個々に考え方がある中で、命というものを粗末にしてはいけない、当たり前のことと思うのですが、そのことが、この犯人には、その思いがなかったのかも知れません。しかし、この社会に対する生産性ということで考えると、障害者の方たちだけでなく、超高齢社会であることを思えば、私たちが年を取って、耳が聞こえなくなったり、足が動かなくなったりして車いすを利用しなければいけないことになるかも知れません。その時に多分障害のある方と同じような状況になるのかなと思います。そのように考えれば、明日は「我が事」と考えることができるのではないのでしょうか。

(進行役)

障害者福祉関係者には、相当ショッキングな出来事だったと思いますが、梅村さんは、いかがですか。

(梅村さん)

この事件は被害者が19人ということで、1つの殺人事件としては、戦後最大規模ということですのですごいことですが、今この事件のことを覚えている方はそう多くないのではないかと思います。その要因として、被害者のお名前など匿名ということで事件の背景などが、一般の事件と比べてクローズアップされなかったことが要因ではないでしょうか。

報道で知ったのですが、家族の方が匿名を希望されたのは、自分の家族のなかに、障害のある人がいるということを知られたくない、世間に対して後ろめたい気分があるということでした。その後ろめたい気持ちにさせている世間とは、私であり皆さん一人ひとりです。無関心だけでなく、障害のある人の家族に、後ろめたさまで感じさせてしまうこの世間について、すごく考えさせられる事件でありました。

(進行役)

川崎さん、お願いします。

(川崎さん)

この問題は、まず、「重度の障害がある人は世の中のお荷物であり周囲の人に迷惑だ」という犯人の考えがそもそも間違っているという点は、この会場におみえの皆さんはお気づきだと思います。

この事件がきっかけで、障害とは何か、役に立たないという人間を排除するということがどういう意味か考える機会となったと思います。

私は福祉の現場におりますので、みなさんと違った観点から、2点を上げさせていただきます。

まず1点目は、今回この事件の舞台となった入所施設にはサンフレンドも同じですが、重度の障害の方がたくさん入所されています。国は20年ほど前から「もう入所施設は作らない」と言ってきましたので、現在ある入所施設を利用されている方は、もう何十年も施設にいて高齢化しています。平均年齢が、50、60歳となっています。また地域では暮らしづらい最重度の方が次々と入所施設に入ってこられ、入所施設は重度化しているのが現状です。ご本人の意思で入ってこられた方はほとんどいません。親御さんが頑張って、地域の自宅で見えてきたけど自分が高齢になったことや、障害が重いため地域で暮らしづらいことを考え入所施設に仕方なく入れられてい

るのです。

毎日新聞の論説委員の野澤和弘さんは、自身が重度の自閉症の親です。今回のこの事件はそんな親御さんの疲れ切った表情を見て、犯人は「障害者は不幸を作ることしかできない」と考え「安楽死させる」という考えになったのではないかと新聞に書かれていました。

社会に差別や偏見が無く、保護者の負担が軽減され、障害のある人が地域で幸せに暮らせる社会の実現が必要だと痛感しています。

では、どうしたらいいのか、私も考えましたが、施設実習に来られる方に、これまで障害のある方と関わりがありましたかとおたずねするとほとんどの方がありません。やはり、子供のころから障害のある人も無い人も同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育が必要と考え、教育について見直さなければならないと考えています。

2点目は、先ほどお話しした入所施設の重度化です。施設には自閉症という発達障害の方がたくさんいらっしゃって、2次的障害でパニックになり人を傷つける他害行為の方や、自分を傷つけてしまう自傷行為のある方が見えます。こういう方については、私たちが専門的に適切な支援をしなければ、ご本人の辛い、辛いその行為を防ぐことができません。

福祉の現場は、深刻な人材不足です。福祉の現場であるのに、障害者理解ができていない又はできない方を雇わざるを得ない現状があります。そして専門的な支援の知識不足から利用者の権利を侵害してしまうような不幸な事件が虐待を含め起きてしまう可能性があると言うことです。

そのため、福祉施設の職員の採用時からの教育は徹底してやらなければいけないとあらためて感じました。真の共生社会を目指す課題でもあり、この事件から見えて来た大きな課題だと思っています。

#### (進行役)

障害者差別解消法を素材に話し合ってきましたが、このあと、当初の予定では、パネラーの方に、ゴールである共生社会に向かって、こころのバリアフリーを広げるにはどうしたらいいのか、コメントいただく予定でしたが、残り時間が少ないので、まとめと併せてお伺いすることとして、まず、フロアから一人か二人、こころのバリアフリー、共生社会、津久井やまゆり園などをキーワードに意見、感想等を伺いたいと思います。

#### (会場の男性)

認知症高齢者のグループホームに勤めています。

3.11の大震災以降、絆という言葉がよく言われるようになっていきます。しかし、絆を強めるといふ方向に進めばどういふことになるのでしょうか。絆という言葉はひとつになろうといふことですね。ひとつになる、ひとつになるといって、それではひとつになれない人はどうなるのか。避難所などでは、認知症の高齢者や障害者がいたら、ひとつになれないから、あの人、出て行ってくれといふことになるのではないのでしょうか。

絆といふこと、ひとつになるといふことを、少し考える人必要があると思ひます。

(進行役)

ありがとうございます。他にありませんか。

それでは、最後のまとめと併せて、共生社会についてどう取り組んでいけばいいのか、難しい問題だと思ひますが、それぞれの立場から、こういうところにヒントがあるのではないかといふような点について、パネラーの方にご発言いただきたいと思ひます。

まず、梅村さんからお願いします。

(梅村さん)

共生社会とこころのバリアフリーといふことですが、一人ひとりのこころの中のこと、思想について行政ができることはそれほどないと思ひます。無関心といふことを変えていくためには、一人ひとりが繋がっていくといふことが重要なので、行政だけではなく、こころのバリアフリーについては、みなさんと一緒に取り組んでいきたいと思ひています。

行政は、要望があります、要望書を提出します、という形でこられると構えてしまひますが、相談であるとか一緒に考えようといふことであれば、受けとめやすいので、一緒に考えようといふことで気軽に声を掛けていただければと思ひます。

(進行役)

伊藤さん、お願いします。

(伊藤さん)

障害者福祉が話題でしたが、共生社会といふことで考えれば、障害者だけでなく、DVやひきこもりなど、いろいろな社会課題があります。すべて人間が関わっていることだと思ひます。みんなが、それぞれを認め合い溶け合っただけで生きやすい社会をつくるのが、大切だと思ひます。障害やマイノリティのことを特別なことではなく、当た

り前に身近にあるということを知ることや、教育というものも重要だと思います。小さい頃から出会う場を、無理なく自然な形で当たり前に出会えるような場を作っていけるといいなと考えています。

(進行役)

川崎さん、お願いします。

(川崎さん)

私は、知的障害のある方を支援しているのですが、この人たちは何の罪も無くハンディキャップを背負って生まれてきた訳で、知的にハンディはあっても、亡くなる時に、生まれてきて良かったと思える人生を送って頂きたいと思っています。

これは、障害があるなしに関わらず、皆さんに言えることですが、しかし、障害のある方は自分の力だけでは豊かな生活を送ることができません。地域の中で生活や仕事に困っている人がいたら是非「他人事」ではなく、「我が事」として感じて支援してください。皆さんが支援者できなければ、私たち相談員につないでいただけると幸いです。

私たちのほんの少しの力で手をさしのべることで、豊かに光輝かれます。その笑顔でどれだけ私達が逆に生かされ、気づかされ、幸福にさせてもらえるか、これが「共に生きる」ことだと思っています。

是非、機会があれば、サンフレンドに来て頂き障害のある方と接して頂ければ幸いです。やまゆり園の事件があってから施設は防犯対策を徹底することになり、地域に開かれた施設を目指していたのですが、防犯カメラをつけたり、来客者のお名前を書いていただいたりするようになりましたが、私たちの施設では、みなさんにぜひ来ていただきたいと思っています。

きょうは、ありがとうございました。

(進行役)

ありがとうございました。以上で、パネルトークを終わります。

### 3 集会を終えて

#### ◇ 御手洗真由美さん

ここぼりこまきは、しょうがいのある人もない人も暮らしやすいまちをつくるために、小牧市でこころのバリアフリーを進める活動をしてきました。そして今年度、4月からの「障害者差別解消法」の施行をきっかけに、3回にわたって当事者や支援者等の話を聞き、参加者と共に「誰もが安心して暮らすために大切なことは何か」を考え合ってきました。

4回目の「パネルトーク」では、「障害のある人に対する社会的障壁」「障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮」「こころのバリアフリーと共生社会」の3つのポイントに沿って、3人のパネラーの方に様々な視点から話をさせていただきました。「障害のある人のことをよく知らない」「関わったことがない」という中での「無関心」や「偏見」、「バリア」をパネラー自身も感じてきたことや、支援をする中で、たくさんの無理解に出会い、「障害者への理解」や「周りの人の適切な配慮」が必要ということを訴え続けていること等が話されました。

行政の立場で福祉に関わり、当事者の話を聞く中で、同じ障害でもひとり一人ニーズが違うことに気づいたこと、そして行政としてできる土台固めは行いつつ、家族や支援者の力を借りて共に考えていきたいこと、無関心を変えていくにはひとり一人がつながり、伝え合っていくことが大切と語られた地域福祉課の梅村さん。「共生社会」というのは「障害者」と「健常者」と呼ばれる人たちの共生ということではなく、高齢者や引きこもりの方、DVにあっている方等様々なマイノリティな人も含めて、それぞれの特性を認め合って、あたりまえに、無理なく生きていける社会だと言われた伊藤さん。知的障害の方には何の罪もないが、自分の力だけでは豊かな生活ができない人たち、その人たちも「生まれて来て良かった」と思えるような支援がしたい。重度の人を「世の中のお荷物」と考えて起きた津久井やまゆり園の障害者殺傷事件について、「役に立たない」と加害者は言うが、私たちは障害の人と関わり、向き合う中で、人として共感してきた。障害の方への偏見をなくすためにも、共に学ぶ場、インクルーシブな教育が必要と言われた川崎さん。

それぞれの話や過去3回の当事者の話、アンケート等を受け、これからも様々な障害や偏見を受けている人たちのことを知っていく、知らせていく活動を続けること、そして、知ることにより理解者が広がり、社会的障壁（バリア）を小さくすることで生きづらさを小さくすることを目指していくことが大切だと思いました。また、行政機関と事業者に課された①障害を理由とした、不当な、差別的取り扱いの禁止、②障害のある人に合理的配慮をすること、③社会的障壁を除去するための環境整備という

3つの法的義務を、障害者の側からの訴えに耳を傾けながら、話し合っ事例を積み重ねていくことも大切です。そして、ひとり一人のいのちが、かけがえのないものとして尊重される共に生きる社会、お互いに、それぞれの人生がかけがえのないものとして交流しあい、配慮しあい、共感しあう社会をめざして、これからも見聞きし、考え合い、理解を広げていく取り組みを続けることで、誰もが安心して暮らせる社会に近づけることができると思いました。

◇ 高井美紀子さん

知的障害のある息子が産まれた時、周囲から「羊水検査はしなかったのか」と言われ、何かとてもいけないことをしてしまったような罪悪感に落ち入り、息子連れて外に出る事にとっても抵抗がありました。また、親でありながらそう言った気持ちを持つ事が息子に対して本当に申し訳なかったです。私自身も息子の存在を否定した事が、津久井やまゆり園の犯人を真っ向から非難出来ない理由でした。

今まで、幼稚園の入園を断られた事、習い事を断られた事、学校行事を制限された事など、この子の産まれてきた意味がわからなくなる事がありましたが、一方で地域の方に声かけて頂いたり気にかけてもらったりした事が、そんな何気ないことが嬉しくて頑張れてきた気がします。

今回、お話しして下さった当事者の方々が、みんなの前で話をする機会を作ってもらえて嬉しかったと言ってみえました。また参加された方も当事者のお話が聞けて良かったと言われました。

先日、新聞に ALS 患者の方記事があり「障害者の立場を想像出来る健常者が増えれば、両者の垣根は低くなる。そのためにも、障害者がもっと表現してほしいと思う。」とありました。また、今回のイベントは地元の支援者の方の思いも聞けて良かったです。

この小冊子は、小牧市市民活動助成金の交付を受けて作成しました。

当事者から学ぶこころのバリアフリー

発行日 2017年3月

発行者 ここばりこまき

発行責任者 山中和彦

連絡先 e-mail [mail@kokobari-komaki.net](mailto:mail@kokobari-komaki.net)

e-fax 052-308-6867

(インターネットを利用したファックスのため名古屋局番になっています)

URL <http://kokobari-komaki.net>